

地域産業委員会 令和3年3月8日
地域力推進部 資料 24 番
所管 地域力推進課

令和3年度 特別出張所のマイナンバーカード交付体制の拡充について

1 目的

マイナンバーカードについては、現在、本庁舎1階戸籍住民窓口、本庁舎2階交付臨時窓口、大田区マイナンバーカードセンター窓口及び特別出張所3か所（馬込・雪谷・六郷）において交付事務を行っている。

今般のマイナンバーカード申請件数の急増に対応するため、令和3年4月以降、特別出張所でのマイナンバーカード交付事務を現行の特別出張所3か所から12か所へ拡大し、円滑な交付体制を構築することで区民サービスのさらなる向上につなげていく。

2 拡充内容

(1) 交付場所（特別出張所）

変更前：馬込・雪谷・六郷の3か所

変更後：大森西・入新井・馬込・池上・嶺町・久が原・雪谷・千束・羽田・六郷・矢口・蒲田東の12か所

(2) 交付日程

変更前：週3日

変更後：週5日

(3) 職員体制

各特別出張所に2名の会計年度任用職員（事務補助員）を配置し対応する。

3 実施時期

令和3年4月以降

4 広報

区民への周知は、ホームページにて行う。

5 その他

本庁舎2階交付臨時窓口への特別出張所職員の応援対応についても、4月以降継続して行う。